

学習用タブレット端末利用における Wi-Fi 環境が未整備の保護者に対して、
Wi-Fi 環境の整備に要する費用の一部を補助しますので、お知らせします。

臨時休校時や家庭学習における学習用タブレット端末の利活用のため、ご家庭の通信環境を整備することに要する費用の一部を補助いたします。

該当する保護者は、下記の要領に沿って、申請をしてください。

1. どのような人が対象になりますか？

下記のいずれかに該当する場合が対象です。

- (1) 令和3年4月1日以後に通信環境整備を行った市立小学校又は中学校に在籍する児童・生徒の保護者
(令和2年度における大津市オンライン学習通信環境整備費補助金を支給された方を除く)
- (2) 令和3年4月1日以後に市立小学校又は中学校に転入した児童・生徒の保護者の場合にあっては、同日後に通信環境整備を行った保護者

※通信環境整備とは家庭学習のためのインターネット回線の接続工事を行った、モバイル Wi-Fi ルータを通信会社と契約された、又は家庭用 Wi-Fi ルータを購入されたことを言います。

※生活保護を受給されている保護者は、必ず事前に担当ケースワーカーに相談をしてください。

※令和2年度中に補助金を支給された方は対象外です。

2. どのようなものが補助対象になりますか？

次の(1)(2)(3)が対象となり、その合計金額になります。

- (1) 本市のオンライン学習を行うために、新たにインターネット接続を行うために、通信会社と契約する際に必要となる工事費、契約料、機器購入料、その他の初期費用
- (2) 本市のオンライン学習を行うために、新たに家庭用 Wi-Fi ルータを購入した費用
- (3) 本市のオンライン学習を行うために、新たに通信会社と契約された後に発生する通信料

3. 補助の金額はいくらですか？

上限1万円です。1万円未満の支払い金額は、その実費額となります。

※導入時に1回限りの制度になりますので、かかった経費が1万円を超えた後に申請することをおすすめします。

4. 補助金はいつ振り込みされますか？

正当な請求を受けてから、おおむね30日となります。

5. 申請はいつまでですか？

令和4年3月31日(木)までです。

6. 申請には何が必要ですか？

次に掲げる書類が全て必要です。

- (1) 大津市オンライン学習通信環境整備費補助金交付申請書兼請求書
- (2) 保護者名義の預金通帳の写し
(通帳がない場合、口座番号の確認できるキャッシュカードの写しでも可)
※振込先の店名、店番、預金種目、口座番号の記載されている欄の写しを添付
- (3) 補助対象経費を支払ったことを証明する書類(詳細は10.証明する書類の例をご確認ください)

裏面あり

7. 申請書の提出先はどこですか？

下記のいずれかの方法で申請をしてください。（小中学校及び支所では受け付けていません）

- ①学校教育課（大津市役所内 別館2階）に直接、提出。（閉庁日を除く9時から17時まで）
- ②郵便（特定記録郵便に限る）にて学校教育課に郵送。
（申請の有無を確実にするため、郵便記録を保管しておいてください。）

8. 郵便申請や学校教育課に提出する際の申請書はどこで手に入りますか？

- ・申請書は、ホームページに公開しています。QRコードで読み取ることができます。
（<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/070/2402/o/43896.html>）
- ・学校教育課にも備え付けています。



9. 特に注意をしていただきたいこと

- ・インターネット契約等を契約期間の途中で解約しようとするると違約金が発生することがあります。違約金は補助対象外ですので、ご注意ください。
- ・キャッシュバック等があるプランを契約する場合、キャッシュバック等を差し引いてかかった費用を実費額として補助金を支給します。
- ・eライブラリの利用状況を調査する場合があります。
- ・予算額の上限に達したときは補助金交付を終了します。

10. 証明する書類を具体的に教えてください。

証明する書類の例の一部を記載します。判断に迷う場合は、学校教育課にご連絡ください。

【例】

要件	例
インターネット接続を行うために、通信会社と契約する際に必要となる工事費、契約料、その他の初期費用	①契約書（契約者名、契約期間、契約内容が記載した書類に限る） ②レシートの場合は、保護者名義、契約期間、契約内容が分かる明細書も必要です。 ③領収書の場合は、申込用紙等の契約者名、契約期間、契約内容が分かる明細書も必要です。 ④クレジットカード等で支払いの場合は、クレジットカードの明細と契約者名、契約期間、契約内容が分かる明細書も必要です。
インターネット接続を行うために、通信会社と契約する際に必要となる機器購入料	①機器名が記載されたレシート ②機器名が記載された領収書 ③クレジットカード等で支払いの場合は、クレジットカードの明細と機器名の明細が分かるものが必要です。
家庭用Wi-Fiルータの機器購入費	①レシート（明細が分からないものは、対象外です。） ②領収書（あて名、品名がないものは、対象外です。） ③クレジットカード等で支払いの場合は、クレジットカードの明細と機器名の明細が分かるものが必要です。
インターネット接続のために通信会社と契約された後に発生する通信料	①レシート（明細が分からないものは、対象外です。） ②領収書（あて名、品名がないものは、対象外です。） ③クレジットカード等で支払いの場合は、クレジットカードの明細と通信料が分かるものが必要です。